

令和7年度第1回印西市いじめ問題対策連絡協議会 議事録

日時：令和7年7月29日（火）

午後2時～午後3時50分

場所：印西市役所農業委員会会議室

《出席委員》	教育長	渡邊 義規
	秀明大学学校教師学部教授	花屋 哲郎
	印西警察署生活安全課長	小沢 信
	佐倉人権擁護委員協議会第三部会会長	中嶋 加奈江
	中央児童相談所所員	高橋 佐和子
	千葉県警察北総地区少年センター職員	大辻 恵
	スクールソーシャルワーカー	北村 香織
	訪問相談担当教員	寺尾 哉
	印西市立高花小学校長	小山 美樹
	印西市立小林中学校長	横尾 浩由
	印西市立本埜中学校養護教諭	佐久間 愛
	印西市子ども家庭課長	小塚 典子
	スクールアドバイザー	野田 幸一
	スクールアドバイザー	坂木 武伸

《欠席委員》	P T A連絡協議会（滝野中学校）	奥田 七理恵
--------	-------------------	--------

《出席事務局職員》	印西市教育委員会指導課長	岡田 光靖
	印西市教育委員会教育センター所長	斉藤 睦雄
	印西市教育委員会指導課指導主事	根岸 剛
		藤岡 正弘
		山崎 智貴

《傍聴者》 なし

- 《次第》
- 1 開 会
 - 2 教育長あいさつ
 - 3 委員・出席者紹介
 - 4 印西市いじめ問題対策連絡協議会について
 - 5 会長選出
 - 6 議 題
 - （1）本市におけるいじめ問題への取組について
 - （2）本市におけるいじめ問題の状況について
 - （3）各機関・団体より
 - 7 諸連絡
 - 8 閉 会

【議事要旨】

(資料確認)

進 行： 皆様こんにちは。本日はご多忙の中第1回印西市いじめ問題対策連絡協議会にご参加いただきましてありがとうございます。本日の司会進行を務めます、印西市教育委員会教育センター斉藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて進めさせていただきます。

＜配付資料を読み上げて確認＞

過不足はございませんでしょうか。

(出欠席確認)

進 行： 次に、本日の出席委員についてですが、奥田委員においては、所要により欠席の連絡をいただいております。奥田委員を除く、14名の委員の皆様に関しましては、ご出席いただいております。

(委嘱状交付)

進 行： 続きまして、委嘱状の交付を行います。教育長渡邊が皆様の席にお伺いいたしまして、交付をいたします。お名前を申し上げますので、自席にてご起立をお願いいたします。なお、委嘱状の内容につきましては、皆様同じとなりますので、お2人目からはお名前のみとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(傍聴席と録音機材の設置)

進 行： 本会議におきましては、印西市市民参加条例施行規則第12条及び第13条の規定に基づき、会議公開に伴う傍聴席の設置と会議録作成のための録音機材を設置して録音させていただきますことをご了承ください。

(傍聴者入場)

進 行： では、傍聴者の入室を許可します。

(傍聴者 なし)

1 開会

進 行： ただ今より、令和7年度第1回印西市いじめ問題対策連絡協議会を始めます。

2 教育長あいさつ

(教育長あいさつ)

進 行： 教育長あいさつ、印西市教育委員会教育長渡邊よりあいさつを申し上げます。

教育長： 改めまして、こんにちは。本日は大変ご多用のところ、印西市いじめ問題対策連絡協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、今から14年前の話になりますが、2011年10月11日、滋賀県大津市で、当時中学2年生だった男子生徒がいじめを苦に命を落とすという、大変痛ましい事件が発生いたしました。これが大きな社会問題となり、子どもたちの間で起きているいじめの問題に対し、社会全体で向き合い、適切に対処していくための基本的な理念や体制を定めた「いじめ防止対策推進法」が2013年6月に制定され、同年9月に施行されました。その中で、自治体が置くことができるとされている3つの組織が示されております。

1つ目は、「いじめ問題対策連絡協議会」です。いじめについての情報交換を行い、未然防止・早期解決を図る組織でございます。これが本連絡協議会です。

2つ目は、「教育委員会の附属機関」です。いじめの防止等の対策や重大事態が起きた時に、それを調査し、解決を図る組織です。

3つ目は、「地方公共団体の附属機関」です。教育委員会や学校からの調査報告を受けた市長が、更なる調査が必要だと認めた場合に調査を行う組織です。以上、3つの組織を本市では令和5年度より設置しております。詳しくは後ほど、担当者より説明いたします。

いじめ防止対策推進法が公布されてから今年で12年が経ちましたが、現在、印西市内で発生するいじめの態様は様々であり、いじめが発生する場所も学校内だけではなく、SNS上や地域などでも発生するように変化してきております。そのため、学校だけの解決が困難である事案も増えており、いじめに関連する情報を保護者、地域、関係機関等の間で共有し、適切に連携して対応しなければ解決できない問題も多くなっています。本日は、関係機関の方々から多くのご意見をいただき、今後のいじめ問題対策やいじめ防止対策に努めていきたいと考えています。

結びになりますが、本会は原則、年1回の開催となりますが、本会議終了後も皆様との連携を深め、児童生徒のいじめ未然防止、早期発見、そして早期対応につなげていきたいと考えています。どうぞ、よろしくお願いします。言葉整いませんが、挨拶とさせていただきます。

3 委員・出席者紹介

(委員自己紹介)

進 行： 続きまして、委員の皆様の紹介でございます。資料2頁の名簿の順に、ご所属とお名前を、自己紹介でお願いいたします。

- ＜・秀明大学学校教師学部教授・印西警察署生活安全課長
- ・佐倉人権擁護委員協議会第三部会会長・中央児童相談所所員
- ・千葉県警察北総地区少年センター職員・スクールソーシャルワーカー
- ・訪問相談担当教員・印西市立高花小学校長・印西市立小林中学校長
- ・印西市立本埜中学校養護教諭・印西市子ども家庭課長・スクールアドバイザー＞

(職員紹介)

進 行： 続きまして、事務局担当職員を紹介させていただきます。

- ＜・指導課長・教育センター所長・指導主事＞

4 印西市いじめ問題対策連絡協議会について

(印西市いじめ問題対策連絡協議会の説明)

進 行： 議事に入る前に印西市いじめ問題対策連絡協議会について、事務局より説明がございます。

事務局： 印西市いじめ問題対策連絡協議会についてご説明いたします。資料3頁をご覧ください。令和5年3月の市議会におきまして、「印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例」が制定されました。先程、教育長から話がありましたが、この条例を受け、国のいじめ防止対策推進法に規定されている組織として、いじめの防止等に関する3つの組織が設置されました。

1つ目の組織が本日開催しています「印西市いじめ問題対策連絡協議会」です。3頁の(1)にあたります。推進法では第14条の第1項に規定され、教育委員会の附属機関となります。本協議会は、いじめの防止等に関係する機関・団体の連携の推進に関する必要な事項を協議し、各機関及び団体相互の連絡調整を行うものです。いじめの問題は、様々な原因や背景が複雑に絡まり、学校だけで対応するのは困難であるという認識から、行政、地域、各団体でのネットワークを構築し、連携を図っていくことが大切であると考えております。年1回開催する本協議会では、本市のいじめ防止等に関して説明するだけでなく、それぞれの立場からのお考えや取組状況等についてお話しいただく機会を設定しております。本日、皆様といじめを防止するための対策やいじめを解決するための対策に関して情報を共有し、これからの本市におけるいじめの防止等の対応に生かしていきたいと考えております。

2つ目の組織は、「印西市いじめ防止対策委員会」です。3頁の(2)にあたります。この委員会は、学識経験者等により構成された5人以内の委員で構成される組織で、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとともに、いじめの重大事態に係る

事実関係を明確にするための調査を行うものです。推進法の第14条の3項に規定されている、教育委員会の附属機関となります。今年度は、先月25日に開催し、いじめ防止対策に関して協議いたしました。

3つ目の組織は、「いじめ問題再調査委員会」です。3頁の(3)にあたります。推進法では第30条第2項に規定され、先程ご説明した2つの組織の事務局は教育委員会指導課であるのに対し、こちらの所管部署は市長部局の企画政策課であり、教育委員会から切り離された組織となります。この委員会は、市長が必要と認める場合、いじめの重大事態に係る教育委員会による調査結果について再調査を行います。学校の設置者又は学校による調査が不十分である可能性がある場合に実施が検討されます。

ここまで、ご説明いたしました3つの組織を条例により設置し、いじめの問題に適切かつ迅速に対応できる体制を整理いたしました。説明は以上です。どうぞ、よろしく申し上げます。

5 会長選出

(会長の選出)

進 行： 続きまして会長の選出に移ります。印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例の第五条では、協議会に会長を置き、協議会の委員のうちから互選するとされておりますが、どなたか立候補はございますか。

どなたもいらっしゃらないようですので、事務局から提案をさせていただきます。会長に渡邊委員をお願いしたいと思います。よろしければ信任の拍手をお願いいたします。(拍手)ありがとうございます。それでは渡邊委員、よろしくお願いいたします。会長は中央の議長席にご移動をお願いいたします。

それでは早速ではございますが、本日の議題の進行を渡邊会長にお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

議 長： ただいま皆様から会長に委任されましたので本日の進行を務めさせていただきます。本協議会につきましては、いじめの防止等に関する機関及び団体の皆様との協議といじめに関する情報交換を行い、いじめの未然防止、早期対応を図ることを目的としております。本会議では皆様からのご意見を頂戴する時間を設定してございますので、ぜひ積極的なご発言をお願いしたいと思います。

6 議題

(定足数)

議 長： まず定足数について、本日の会議につきましては、私を含めた、委員15名中14名のご出席ということで、印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条第2項の定足数を充足しており、本会議が成立することを報告いたします。

(議事録署名人指名)

議 長： 続いて本日の議事録署名人については、北村委員と横尾委員をお願いいたします。

(議題について)

議 長： それでは、議題に入りますが、議題の1及び議題の2は関連がございますので、一括して事務局から説明をさせていただき、その後に質問・質疑を行うことといたします。では、議題1「本市におけるいじめ問題への取組について」と議題2「本市におけるいじめ問題の状況について」事務局より説明をお願いいたします。

(議題1)

事務局： 印西市における「いじめ問題への取組」と「いじめ問題の状況」についてご説明いたします。ここからは、別刷りの議題資料を御覧ください。

まずは、「いじめ問題への取組」についてです。資料1をご覧ください。本市では、1の「基本方針の策定」、2の「いじめ対応組織の設置」、3の「相談窓口の

設置」、4の「各学校における取組」、5の「その他」の5点にお示ししております事業をとおして、いじめ問題の対策に取り組んでおります。

1点目の「基本方針の策定」についてです。本市におけるいじめ問題への取組の基本方針としまして、「印西市いじめ防止基本方針」を策定しております。本日、配付した資料にもございますので、ご覧ください。この方針は、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進し、「いじめのない学校・地域・市をつくる」ことを目的とし、平成27年3月に制定されたものです。本市では、この方針に基づいていじめ防止や対策に取り組んでおり、各小中学校におきましても、この方針を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の「いじめ対応組織の設置」についてです。3つの対応組織につきましては、先程、課長より説明した内容になります。

次に、3点目の「相談窓口の設置」についてです。教育相談事業を主管しております教育センターを中心として、悩みを抱えた児童生徒、保護者、学級担任等への、電話相談や来所面談、訪問面談の相談窓口を設けております。令和6年度の教育センターへの相談件数は157件でした。また、令和4年10月からは、全児童生徒に貸与しているタブレット端末から相談できる仕組みを整え、繰り返し周知しております。

次に、4点目の「各学校における取組」についてです。資料2をご覧ください。各学校において「学校いじめ対策組織」を設置し、いじめの未然防止や問題解決に向けて協議しております。また、いじめアンケートと教育相談を連動させて実施し、早期発見と早期対応ができるように努めております。さらに、人権教育や道徳教育、情報モラル教育を実施し、傍観者や聴衆の存在に関しても触れ、いじめを許容しない雰囲気の醸成に力を注いでいます。

最後に、5点目の「その他」の取組についてです。資料3をご覧ください。市教育委員会内で「いじめ防止対策会議」を毎月開催し、実際に小中学校で発生したいじめ事案について情報交換を行い、いじめ防止対策等を協議して学校へ指導・助言を行っております。

また、各校からの要望に合わせて、問題行動・不登校・特別支援を担当する指導主事やスクールアドバイザーが各学校へ訪問し、児童生徒への対応についての情報交換や対応への指導助言をする「巡回相談」を年間2回実施しております。

特に、ここ数年、継続的に強化している取組は「SOSの出し方教育」です。児童生徒が「かけがえのない個人」として自己肯定感を高め、困難やストレスに直面した時に、信頼できる大人（親・教職員・地域の相談窓口）に助けの声をあげられるようにすることを目指すものです。

さらに、この取組の効果を高めるため、教職員に対して「SOSの適切なキャッチ」に関する研修や指導を強化し、悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応に努めております。

また、2学期はいじめが多く発生する傾向があるため、毎年9月を「印西市いじめ防止啓発強化月間」に設定しております。各学校の課題に応じた全児童生徒へのいじめ防止の取組を道徳や特別活動、学活等の時間において積極的に実施し、未然防止に努めています。他にも、近年増えているSNSやインターネットに関する生徒指導上の問題への対応として、児童生徒や保護者、教職員を対象に、情報を適切に見極めたり発信したりするための「SNSネットリテラシー出前授業」の実施等の事業を、学校からの要請に応じて行っております。また、いじめ防止ポスターやリーフレット、悩みの相談先案内ポスターやカードを配付し、継続して指導を行っております。

続いて、資料4をご覧ください。最後になりますが、印西市いじめ防止基本方針の「3 基本理念」に則り、いじめ防止対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校内外に問わずいじめが行われなくなるように講じられる必要が

あります。いじめが発生した場合には、早期発見と組織対応が重要ですが、一番重要なのは、いじめを許容しない雰囲気の醸成です。引き続き、本市としましてはいじめ防止への適切な対策が講じられるよう取り組んでまいりたいと思います。本市におけるいじめ問題への取組については以上です。

(議題 2)

事務局： 引き続き、印西市における「いじめ問題の状況」についてご説明いたします。

最初に、いじめの定義について説明いたします。資料 5 をご覧ください。いじめ防止対策推進法第 2 条では、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうとあります。

続いて、印西市におけるいじめの認知件数について説明いたします。資料 6・7 をご覧ください。いじめに関する国の全数調査がございます。この調査における「いじめの認知件数」とは、年度内において、いじめの定義に該当するいじめを受けたことが認知された被害児童生徒ごとに 1 件として数えたものです。同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめの被害を受けても 1 件として扱うものでございます。過去 6 年間の印西市における認知件数をみると、1,000 件前後を推移してきております。令和 6 年度の認知件数は 916 件でした。

また、小中学校別に見ると、小中学校共に、前年度よりも大きく減少しております。児童生徒数は増加しているのに対して、認知件数は減少しております。

続いて、過去 3 年間のいじめの態様の推移についてです。資料 8 をご覧ください。件数としては、小中学校ともに「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっています。また、小学校で増加した「金品をたかれる」の具体的な事象としては「ゲームでかけごとをさせられた」「おごらないと仲間に入れない」等の内容でした。また、中学校で増加した、「金品を隠される・盗まれる・壊される」の具体的な事象としては、「タブレットを隠されたり、壊されたりした」「シャーペンや色鉛筆等の文房具を隠された」「資料を破られたり、捨てられた」でした。

続いて、資料 9 をご覧ください。令和 6 年度はいじめ認知件数が減少したことを受けて、その要因を分析するために、いじめの発見のきっかけに注目しました。前年度と比較すると、小学校では学級担任等、教職員に相談した児童の割合が上昇し、中学校では、アンケートに記入した生徒の割合が上昇しています。児童生徒が、SOS の出し方教育で誰かに悩みを伝えることを学び、言葉や文字で伝えるように意識が変化したこと。そして、教職員が、SOS の適切なキャッチに関する研修や指導を受けたことで、これまで以上に児童生徒の変化に気付こうとする意識が高まったこと。この双方がいじめになる前に問題を把握し、適切な対応をすることにつながり、いじめの認知件数の減少につながったと分析しております。

続いて、資料 10 をご覧ください。印西市では、全国的に夏休み明けの 9 月から不登校等になる児童生徒が増加することを受け、6 月末日時点でのいじめ認知件数について調査を実施し、7 月中に対応するよう取り組んでおります。資料 11 をご覧ください。今年度、6 月 30 日時点でのいじめを認知件数は、476 件でした。小中別に見ると、ここ数年小学校ではいじめの認知件数は減少傾向にありますが、中学校では増加傾向があることが分かります。

資料 12・13 をご覧ください。小学校では多くの態様が前年度よりも減少しております。唯一、④「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」が増加しております。また、中学校では、複数の態様が 1 学期の時点で昨年度と比較すると増加していることがわかります。市教育委員会としましては、中学校において以前よりも積極的ないじめの認知がなされ、一つ一つの事案に対して、適切な指導が行われている結果であると捉えております。

最後に、主ないじめ対応の課題についてです。資料 14 をご覧ください。小中

に「勤務時間内の対応」「保護者への対応」そして「複数職員・組織対応」に課題を感じております。

資料15をご覧ください。印西市内の教職員の勤務年数をまとめると、4割程度の教職員が10年以下であることがわかりました。このことを踏まえ、保護者対応だけでなく、学級経営力や生徒指導力など、教職員一人ひとりの指導力を向上させることが重要であると捉えています。

資料16をご覧ください。組織対応の現状について生徒指導部研修会で確認したところ、タイプBの状況が17校であることがわかりました。職員数に余裕がなく、教務主任や学年主任が担任を兼務する状況等、学年対応が難しい学校もあるようです。小規模校では、単学級のため学年職員が1人である状況もあります。様々な理由から複数対応や組織対応が難しい状況があり、問題が発生した際は担任から教頭に情報が入り、教頭が早い段階で窓口対応する状況も少なくないのが現状です。

市教育委員会としましては、個々の教職員の指導力を向上させるために、管理職が問題解決への対応をする前に、まずは学年職員で対応し、生徒指導主事や教務主任等、学年外の職員が対応する。その上で、問題が解決しない時には管理職が対応する等、学校規模などに合わせた「厚みのある組織体制の構築」を目指しております。そして、生徒指導主事の役割を明確にし、教職員への指導と助言等を行い「指導力向上」を目指した取組を強化している状況です。本市におけるいじめ問題の状況については、以上でございます。

(質疑)

議長： 「本市におけるいじめ問題への取組について」と「本市におけるいじめ問題の状況について」の説明が事務局からありました。まず、この説明の内容についてのご質問を受けたいと思います。

委員： 少しずつ伺いさせていただきます。この1年に教育相談の窓口として、教育センターと直接繋がるタブレットからの利用を促進していると聞きました。これは、子供たちがここからいじめに限らず、いろんな相談を、タブレットを通じて寄せてくるのかどうかをお聞きしたい。実際にどれぐらい子供たちが使う便利なものとして使っているのかということを知りたいのが、まず1つ。

それから、2つ目は、お伝えしたいこととして、資料2とその他にも話が出てきますが、資料4とかにも関連するのですが、いじめを防止するために、いじめという行動をさせないアプローチ。いじめが起きないようにするネガティブな相手への関わりではなくて、ポジティブな相手の関わりを増やすという人間関係を強化・豊かにするという取り組みが資料4でいう自己肯定感を高める「わかる授業」とか、「共感的な人間関係の構築」という取り組みになるかと思います。いろいろ調べていて、非常に共感した事は、千葉県の事業の「小中学校の豊かな人間関係づくり実践プログラム」という事業が20年くらい前に開始されたものがありました。あのプログラムの中に、非常に重要なテーマがあると思っています。小学校3、4年生で感情についての学習があります。実は人との関係の最も基礎的で厄介なのは感情の対処の仕方です。その感情の学習を千葉県は、小学校3、4年生でやるのだと、調べて感心しています。ポジティブに人と関わるという面の資料もとても良いです。特に、感情のところは良いと思っています、指導に活用すると良いのではないかと思います。いじめの防止という視点よりも、そうではない環境をつくる上で役に立つのではないかと思ったのが2点目です。

議長： 事務局お願いします。

事務局： タブレットの活用につきまして、具体的な件数については今お伝えができませんが、各学校で職員と児童生徒へ周知しているところです。利用につきましては、なかなか言葉で説明することができない児童生徒や、アンケートに書けないという児童生徒も多くおります。今は、SNSで自宅から、自分の時間にタブレットに入力することが可能になったことで、利用する児童生徒が増えている現状です。多くの児童生徒がそれだけに頼るということではございません。教育相談の中で、言葉で

説明できる児童生徒もおりますし、アンケートに書くという児童生徒もおります。自分で選択する1つの選択肢が増えたと思えていただければと思います。

また、先程お伝えした相談件数につきましては、実際に教育センターに相談に来所された方の件数だと受け取っていただければと思います。相談件数の総数事態はさらに多く、いろいろな形で相談を受けていると思えていただければと思います。相談件数は、昨年度よりも増えております。

議長： あと2つ目にご紹介があった千葉県の豊かな人間関係づくり実践プログラムの資料の活用ということも今後検討していただければと思います。では、その他質疑ございますか。

委員： 1つ教えていただきたいのですが、SOSの出し方教育の推進というところが大変興味深かったのですが、これは何か、プログラムができて、それを先生方がそのプログラムに沿って学習し、子供たちに指導していくようなものがあるのでしょうか。また、子供たちにも、そのプログラムのものを提供しているのでしょうか。

議長： 事務局お願いします。

事務局： こちらは千葉県の事業の1つとしてございまして、生徒指導の重点目標の1つにも挙げられています。SOSの出し方教育を強化していくことが明記されております。実際に、動画や指導案等のプログラムが県から推奨されており、それを各学校の実態に合わせて取り組んでいる現状です。どの学校においても、年度初めの時期に実施することで、その後の学校生活の中でのつまずきの際に、1人で悩みを抱え込まずに、自分の伝えやすい友人や大人に伝えるということにつなげていく事業として行っています。

議長： お願いします。

委員： アンケートでのいじめ認知が一番多いという話でした。夏休み前にアンケートをやって、夏休みの前に対処しているということですね。先程、説明があったと思うのですが、いじめは9月や2月に1番多いという話なのですが、これは、9月にアンケートを実施していないけれど、いじめを把握するのが1番多い状況があるということですか。実質的に2学期は1学期よりもさらにいじめが多くなる。つまり、いじめを把握するソースが少ない中でも、9月はいじめの認知が多くなっているということですか。

議長： 事務局、お願いします。

事務局： 以前は、7月の時点でアンケートは実施しておりませんでした。現在は、1学期末に学校生活アンケートを実施した上で教育相談を行い、アンケートに書いた内容について、具体的に聞いたり、アンケートに書かれてはいないのだけれど、実際にはどうなのかを確認したり、最近ちょっと気になっている等の声掛けを行ったりしています。これは、全国的に9月1日に自殺者が増える傾向がある状況を鑑みまして、「9月は、いじめが起こりやすい。」という認識のもと、学校で対応しております。そのため、9月に急激にいじめの件数が増加することではございません。あくまでも、1学期に積もってきたものが、長期休みの後に学校へ行けなくなってしまう。そのような気持ちに繋がってしまう。この状況を少しでも改善するために、7月中に対応ということが印西市の取り組みの1つになっています。

議長： どうぞ。

委員： はい。今おっしゃったとおりだと思うのですが。そうすると、その夏休み中に子供たちと離れている間、先生方の働き方改革もあると思いますが、そのような心配の子供たちに対するアプローチを何か共通的にされているようなものがあるのでしょうか。

議長： お願いします。

事務局： 基本的に、夏休みは子供たちと関わる機会が非常に減ります。子供たちの実際の生活を学校の職員が把握するのは非常に難しくなります。ただ、1学期の生活や前年度までの様子を見まして、この子とこの子については夏休み期間も継続的に確認をしなければならないと職員間で協議し、担任などが電話連絡をしたりします。特

に、お盆明けからは、2学期のスタートに向けて、少しずつ関わりを持ち、時には学校に児童生徒を呼んで、夏休みの宿題を一緒にやるとか、そのような関係性を継続するように努めています。全校児童生徒への対応というよりは、担任が把握している気になる児童生徒について、できる限りきめ細かいアプローチを学校から行っているというのが現状です。

議長： お願いします。

委員： 資料の9ページ、資料16ページになります。組織対応の現状ということが、印西市の小学校が18校、中学校は9校ありまして、ほぼこの数が10と17で中学校プラス大きな小学校がそれに当たるかと思います。組織対応のうち、スピード感と、それから情報の共有が大事だと思うのですが、その点に関しては、どういう形になっているのか、層の厚みという部分は何を指してその厚みとするのかを含めてお願いいたします。

議長： 事務局、お願いします。

事務局： まず、情報共有のスピード感に関しましては、資料のタイプA・Bに問わず、全小中学校で素早い報告・連絡・相談ができています。そして、先ほどご意見いただきました小学校においては、担任から直接管理職に伝える状況が非常に多いと捉えております。

また、中学校につきましては、学年対応が比較적でしやすい学校が多いのが現状です。そのため、学年主任から生徒指導主事。それから教頭。必要に応じて校長に連絡する。常に複数職員で対応するというのが特徴でした。

それから、層の厚みという点に関しては、対応する職員の役職や数を指します。実際、現在、私が担当している案件の話ですが、教頭先生がかなり初期の時点から対応するケースが増えています。学校としては小規模校や小学校で、そのような傾向が高いです。それ自体が悪いということではございません。ただ、初期から管理職が対応した際に、問題が解決しにくい状況になると、それ以降は保護者の理解が得られにくいという案件が増えております。そのため、まずは児童生徒の一番近くで関わっている担任や学年職員が対応。次に、その報告を受けている生徒指導主事が対応。それでも納得が得られない場合には、教務主任。もしくは、管理職の教頭が出てくる。段階的に職員が対応し、保護者の理解を得られるように対応の層を作っていくということを意味して、厚みのある組織対応とお伝えさせていただきました。

委員： 経験上おそらく週に1回ぐらい、どの学校も生徒指導含めて共通理解を図っているのかと思っております。また、大きな小学校が何校かあってそのうち1校が10校目になっていて、中学校の9校はタイプAなのかなと感じておりますが、いかがですか。

事務局： 実際には、中学校の中でもタイプBの学校が複数ございました。本市におきましては小学校でも非常に大きな大規模小学校がございますので、そういった学校は比較的Aタイプの組織がとりやすいというのが現状です。

あとは、小学校と中学校の特性という部分で言いますと、中学校は週に1度、生徒指導会議というのが設置されていることがわかりました。ただ、小学校におきましては、いろいろな研究部会や、様々な会議等もございます。よって、月に1回だけになってしまうところもございました。他の業務との兼ね合いで、なかなか頻度を増やすのは難しい現状があるのだと捉えています。以上です。

議長： お願いします。

委員： いろいろなアンケートや生徒さんたちの実態を、一番近くにいられる皆さんが把握していくのは、簡単そうで難しいことが、すごく多いのではないかと思います。こちらの課でも、推察するのですけれども、中学生とかになりますと、どうしても生徒さん、本人だけではなくて、保護者の方への対応とかも非常に重要になってくると思います。

あと、子ども家庭課では、虐待の案件とかでも保護者様の対応をするのですが、非常に難しいことがあります。それは、小学校の頃からもございます。いじめ問題

で、保護者の方へのアプローチも必要なときというのはあるのかということと、なかなか難しい対応だと思うのですが、難しいときにどのようなアプローチの方法で対応されているのか、ご教示いただけたらと思います。お願いします。

事務局： 指導課としまして、かなり多くの案件で保護者に関わる機会が増えております。そして、保護者の方のお話を聞いた上で対応を進めていくのですが、結果的に指導課の対応についても納得をしてもらえないケースが最近では増えております。そのような場合には、学校としても市教育委員会としても、できることとできないことをきちんと伝えております。あくまで、子供たちの未来の笑顔のためにという視点で、子供たちへのアプローチとしてできることを保護者の方には繰り返し伝えております。

特に、再発防止については丁寧に学校と協議をした上で、複数提示するように努めております。これまでのことについては、事実がわからないままというケースも出てきております。そこについては、聞き取りをして、そこからわかることしか、指導課としても受け止めきれしていない。その上で、次に進むために、再発防止や居場所づくり等、できることを可能な限り、保護者の方に説明をさせていただいている状況です。

議長： お願いします。

委員： いじめ発見のきっかけの中で、担任という項目があります。これは担任が発見という意味なのか、児童生徒が担任に相談して気づいたということなのかこれでちょっと教えていただけるでしょうか。

議長： 6ページの資料9ですかね。

事務局： こちらは両方含まれているととらえていただければと思います。

委員： そうすると、下の本人っていうのは、これは本人からの訴えだと思うのですが、これは担任に訴えた場合はどちらの件数、あるいは重複してカウントされているのかということまで、お伺いします。

事務局： まず、表の下側の本人については、本人からの申し出です。こちらは、直接、大人に伝えたと捉えていただければと思います。そして、表の上側の学級担任の中には、担任が発見したものと、アンケートに書いてあるものをきっかけにして、担任が聞き取りの中で発見したもののというものが含まれております。

委員： ありがとうございます。そこでですね、いろいろとそれに関わる調査資料がこの後まとめてあります。まずは、資料6と7に関するについてです。おそらく印西市の児童生徒数は、ここ数年、増加傾向にあります。いじめ認知件数が令和2年から5年にかけて増えていたのに対して、令和6年は減少しています。まず、これがどういった要因なのかということ。

次に、資料8に関することです。全国の文科省から出ている全数調査のデータと比較して、結構特徴的なところがいくつかあります。1つ目は、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる」は、小学校の件数が結構全国よりも多いという感じがします。2つ目は、「パソコンや携帯電話」が、中学校では結構伸びてくる傾向がありますが、印西市では結構少ないという印象がある。やはり、黄色で塗られているところが、印西市の心配な項目で、数字が多いところだと理解しています。3つ目は、「冷やかしかからかい」と「軽くぶつかられる」が基本的に全数調査で最も多い2つの態様ですが、これ以外の態様に印西市ならではの特徴や傾向があると思っています。

この要因や理由は何なのかについての分析は、すごく難しいと思います。例えば、過去3年間のデータの資料7を見ると、令和5年度に小学校6年生だった児童が、令和6年度に中学校へ進学し、その子たちのデータが中学校でのいじめ認知件数に影響を及ぼした可能性がある。そんなふうにデータを分析したことはあるのでしょうか。学年によって荒れている、荒れていないとか。いじめが多かったり、少なかったりとか。学年の特徴は結構ありますよね。その辺のことについて、どこまで把握されているのかをお伺いしたい。

事務局： 私もこの令和6年の結果を見て、すごく減ったと思いました。これを楽観視して

いいとは思わないですが、やはり要因については興味というか、きちんと調べ、把握すべきだと思い調べました。先ほどと少し重複してしまうのですが、いじめになって対応するのが、基本的な認知件数だと思います。なので、いじめ自体が発生して、それに気づいて対応する。そうではなくて、そもそもいじめにならないように、子供たちが人間関係を構築したり生活したりという取り組みを印西市では強化してきております。どうしても、いじめは0件になりません。ですが、子供たちが人と関わる時にどういったことが「相手は嫌がるのか」とか、「心身の苦痛と感じるのか」ということを学ぶことで、自分の行動を少し調整ができる。それが、まず1つの要因だと思っています。

そして、いじめになる前に子供たちが相談をしてくれるようになってきているというのは、学校現場からの声では上がっています。先ほどもお伝えした、アンケートで「なし、なし、なし」と記入する児童生徒もおりますが、少しでも気になっている事を書いてくれる児童生徒が増えてきておるので、いじめの認知としては減っているのですが、いじめになる前の状態での認知が増えているのだと捉えております。

それから後半の部分のご質問ですけども、学年ごとに特性というのがあります。ただ、市内全部の学校の何年生が共通して落ち着かないというよりは、学校ごとで落ち着かない学年が異なる状況です。そのため、その学年の児童生徒の実態や保護者等の状況に合わせて、関係性を継続しながら対応しています。小学校から中学校への引き継ぎも丁寧にやらせていただいているというのが現状です。

議長： お願いします。

委員： 事務局に代わって、スクールアドバイザーという立場で説明します。年に数回、各学校に訪問に行きます。教育委員会と一緒に生徒指導・特別支援・不登校の担当者も含めて巡回相談で学校に聞き取りに行きます。教頭先生や生徒指導の先生、長欠担当の先生から具体的に1例1例話題にして、話を聞きます。市教委としましては、結構学校と密接に結びつきまして、どの学校のどの学年がどんな傾向があるとか、そういった詳しいことを把握してあります。以上です。

議長： はい。補足ありがとうございます。その他、質疑はございますか。お願いします。

委員： 資料8で、「金品を隠される、盗まれる、壊される」というのが、やはりその全国の調査と比較してもちょっと目立ちます。これの背景とか事情とか、何か印西市ならではの事情や理由を教育委員会、先生方でどうとらえているのか、何かわかることがあったら教えていただければと思います。お願いします。

事務局： こちらの件数が他市町村や県全体と比べても高いということは把握しております。しかし、なぜ印西市が高いのかということまでは、正直、わかっていないのが現状です。

議長： その辺を注視しながら、これからまた見ていければと思います。それでは議題1、2についてはここまでといたします。大変多くのご質問等いただきましてありがとうございました。

(議題3)

議長： 続きまして議題の3、各機関団体よりということで、委員の皆様からいじめ問題に関する取り組み状況のご説明、あるいはいじめ問題に関するご意見等をいただければと思います。また、本日の説明の感想等でも結構です。

委員： スクールアドバイザーでございます。2年目になりますが、スクールアドバイザーを2人で担当し、主に校長先生とお話をさせていただいております。学校経営上の問題点や校長先生の悩みとか、そういったものの相談に乗っているというのが主な仕事です。

それから、先ほどもありましたけれども、生徒指導の巡回訪問にも教育委員の指導主事の先生たちと一緒に回らせていただいて、教頭先生からいろいろないじめの問題とかについて話を伺って、相談に乗らせていただいているというのが仕事でございます。

やはり、それぞれの学校においていじめの問題、それから不登校の問題が大きな

問題だと感じています。特に、いじめから不登校になってしまうお子さんが少なからずいますので、そういった問題に対応するのは、各学校の中では大きな課題であり、問題になっていると思っております。

特に、最近とか去年も同じようなことを話したかもしれませんが、小学校の場合、低学年の1年生2年生のいじめの問題が深刻化しているケースが何件かございます。よくよくその状況を詳しく見ていくと、本当こんなことを言てはいけないのですが、「それがいじめに繋がるか」と思う、本当に小さなトラブルがやがてすごく深刻な問題になってしまうというケースが何件かあったと思っております。小学校の場合は、先ほど組織の話もありましたけど、担任、特に低学年の場合は、担任がトラブルについて対応しているのが現状です。なかなか、すべてそこで解決ができていないという現状もあるということと、それでも丁寧に対応していくことが必要だと感じています。

それと、子供同士は納得して解決するような問題でも、保護者がきちんと納得してくれないと、こじれてしまう。そこから大きないじめの問題に発展していったということがございます。ですので、その丁寧な対応の中には、保護者との連携とか協力というのが不可欠なのだなというを感じています。そういったことを校長先生方とお話する中で、具体的にどうやっていくかっていうのを一緒に考えていきたいと思っているのが現状でございます。以上です。

議長： お願いします。

委員： 仕事は令和2年度から行っております。印西市のいじめ防止基本方針の6ページをご覧ください。そこにあります、⑤いじめ防止対策会議というのを、基本方針を立ち上げた次の年、平成27年度から印西市では8月を除いて毎年行っております。私は、令和2年からこの会議に参加しております。学校で起きた問題の中で、解決できないちょっと大きな案件や、最近では、学校を通り越して直接市に訴えかけてくるような案件があります。そういったものに対して、この防止対策会議で学校への対応のアドバイスや、市の対応を話し合っております。こういうのもスクールアドバイザーの仕事として行っております。教育センターで印西市の教員に向けた研修で、いじめに対する学級担任の対応という研修会の講義を行います。

この資料6ページの資料9をご覧ください。先ほどもお話にありましたが、学級担任が気づくケースが令和5年で小中合わせて14%、令和6年で15%それから、本人の申出でわかることが令和5年で31.3%、令和6年で35.5%ということで、大体半分がその担任及び本人からの申し出でわかるのです。経験年数の少ない先生が結構増えていきますので、いじめというのは先生にわからないようにやる場合が多いものですが、給食の時間だとか、休み時間とかの子供の様子を観察して、なるべく、そのSOS等、子供の様子に気づくようなことを高めていきたいという思いで研修会を開催します。学級担任の早期発見、それから学級の経営状態を今よりもより良くして、子供が先生を頼って報告できる、あるいは相談できるような、そういう学級経営を進めていくような研修会を計画しております。

議長： お願いします。

委員： やはり虐待の対応時に、いじめが原因で不登校となり、そこから登校を促さない親御さんがネグレクトといった形で案件に上がってくることがあります。すごく綺麗事かと思うのですが、いじめられる人にもいじめめる人にも、何%かには恵まれない家庭と申しますか、自分の意に沿わない家庭環境が背景にあるお子さんたちも多いのかなと思っています。やはり感情というのは、満たされないとき、要求が通らないとき、押さえきれないことが起きたときに他者の方に向かっていく。それが、この根本的な問題なのか。大人や家庭の問題なのかといったところが非常に難しいことだと感じています。

もし、そういうことが原因でしたら、やはり学校だけでは難しいでしょうし、生徒への指導だけでも非常に難しいし、そういうお子様の保護者の方々は、保護者の方々自身も同じような幼少期を過ごされている状況ですと、すごく根深いと思っております。そういう、1つ1つにきちんと向かい合って連携できるところは連携し

て、お子さんたちが少しでも豊かな心になればと、今日の会議に参加して感じました。ありがとうございました。

議長： お願いいたします。

委員： はい。養護教諭という立場から、今回の6ページの資料9のいじめ発見のきっかけのところで、養護教諭が0%っていうところで、自分自身、衝撃を受けたというのがあります。結構、話を聞いていると思いながら見ていました。なぜなのかと考えたときに、保健室で養護教諭に対して子供たちが心身の不調とともに心の状態を訴えるときは、いじめになる前段階なのかなと、この会議に参加させていただく中で感じました。いじめとして訴えるほどでは今のところないけれども、何か嫌な思いしたとか、心がもやもやするなという話を私たちは聞いているのだと。そういった段階で、私たちは担任の先生につなげたり、カウンセラーの先生につなげたりという対応なのだと。心のどこかで意識しているとは思いますが、無意識にそれが私達はできていると、この0%という数字を見て、ポジティブにとらえることができました。

保健室、いろいろな職務を行う中で、こういった心身に傷を持ったお子さんと接するということで、すべて子供たちが満足するような対応が、すべての学校できているかという、なかなか難しい部分もあると思います。養護教諭一人一人は、子供たちが元気に楽しく学校生活できるようにサポートをしていると思います。学校内の中だけでなく、この会議に参加してくださっている外部の専門機関の方たちとも協力して、子供たちのためにまた働いていきたいというふうに改めて思うことができました。ありがとうございました。

議長： お願いします。

委員： 中学校の現場からということで、お話をさせていただきたいと思います。先ほども挙げられていましたが、中学校としても小学校も同じだと思うのですが、当然学力向上とそれから心の教育というところに重点を置いている部分があります。未然防止ということで心の教育、コミュニケーションスキルみたいなものの指導や初期のトラブル対応、自分自身でできるトラブル対応についての教育は、先ほどもあったようにプログラムとして直接的な指導もあります。また、道徳や様々な行事を通して、自分を理解する、他者を理解する取り組みを通じてできていると思います。

特に、このいじめに関しては、教員も子供たちもやはり敏感にかなりなっているというのが実情だと思います。これだけ毎日のようにいろんな機会を通じて、「いじめはいけない」ということについて触れる機会が最近ものすごく多い気がします。それでも起こってしまうというところもありますので、アンケートについては多くの学校で頻繁に月1回ぐらいはやっているのではないかと思います。教育相談なんかも学期に必ず1回は取り入れて、直接、担任と話をする時間もある。それから、自分が話したい先生と教育相談を行う機会を持つこともある。いろいろな工夫をして、どの学校も取り組んでいます。

それから、本人や保護者等から何かあれば電話いつでもしてくださいという感じで、担任から伝えています。集まっていたく際には、管理職からも伝えている等、敏感になっています。学校としてはメッセージを受け取る、言い方を変えるとSOSを受け取る準備を常にしている意識でいると思います。なかなか意見の相違というか、話がまとまらないときも多々あります。今後、そういうことがないように、いろいろな工夫をしながら、またお互いが納得や理解できるような状況を今後とも作っていききたいと思います。いろいろ皆さんからお話いただいて、今後対応・対策を検討していきたいと思いました。今日はどうもありがとうございました。

議長： お願いします。

委員： 本日はたくさんお話を伺えて、本当に勉強になりました。ありがとうございました。先ほどたくさん意見が出た中で、私、小学校ですけれども、この市教育委員会の事務局の方から出た資料6の昨年度が、がくと減っています。資料11の6月

30日時点で、カウントが多分今年は多くなるのではないかなと思います。実は、本校のいじめ件数と認知件数を報告したのが、かなり多い数を報告しています。それを報告されたときに、教師の「いじめの認知度」や「判断」が大丈夫なのかと不安なまま、実は報告をしています。ですので、市全体的には、ぐっと減っている。そして、今年、もしここがまたぐんと上がったら、やっぱり認知の判断の仕方っていうのを再度、教員もしっかりとしていかなくتهはいけないのかと、今日話を聞いていて思いました。

先ほどオンライン相談があるということで、委員会が設置してくださったのですが、各学校にもオンラインの相談をしてくださいということで、本校でもオンライン相談をやっております。月に1件ぐらい入るか入らないかぐらいです。校長と教育相談担当のみが毎日閲覧をして、確認をしているというところです。内容は、いじめに関することが今年度1件だと思います。あとは、家族のことや先生のことです。先生のことの方が多いですね。先生に理不尽なこと言われたとか、こんなことで注意されたっていう、僕はちゃんとやっていたのにか。そういうことがちょっと多いです。そういうことをオンラインで相談を受けて、すぐ教育相談の担当と相談をし、ヒアリングをするという流れでやっています。その中で、いじめに関することに関しては、担任の先生に話してもいいかということを確認してから対応しています。ですので、これは継続していきたいと思っております。

また、小学校の現状として、やはりASDとかADHDとか、発達障害を持っているお子さんが絡んでいるいじめのケースというのがあります。やはり、相手の気持ちをちょっと推し量れない。再発防止と言っておりますけど、再発防止をしようとしても、どうしても繰り返し同じことをしてしまうというケースがあるのが現状だと思います。

最後に、保護者の対応も出ましたけれども、本人同士は納得しているのだけれども、保護者が納得しなくて、どうしても面談が長引いてしまい、解決で終わらないというケースが正直ございます。うちの子はいじめをしてしまったけど、うちの子だってやられているという、どこか行ったり来たりの対応というのがあるのが現状です。そこが一番頭を悩ませているところかなと思います。先ほどの資料にもあった、その層の厚みを強化するっていうところでは、やはり学校全体でいじめは対応していかなきゃいけないのだということを再確認できました。本日はありがとうございました。

議長： お願いします。

委員： 本日ありがとうございました。大変勉強になりました。自分もいじめがあって、そこから不登校に繋がるという事象があったのですが、今年不登校に関するいろんな研修に出て、全国的にとったアンケートからいうと、（不登校の理由で）一番多いのが「学校生活にやる気が出ない」が30%ちょっと。2番目が「不安、苦痛」これも25%ぐらい。3番目が「生活リズムの不調」が20%ぐらい。「いじめ」と答えたのは2%ぐらい。さらに、「人間関係・友人関係」で10%ちょっとなので、いじめが即、不登校に繋がっているわけではないと、改めて認識はしております。

ただ、学校全体において、いじめや人間関係を構築していかないと、そこが自分でもわからないうちに不安になってしまって、学校に行けなくなっている子供たちが多くかとは思っております。実際、自分は10人程度を対応しているのですが、その中でも小学校の1名においては、小学校2年生ぐらいですが、実際その時にあった1名とその当時の担任の先生や学校の対応で、もう本人も保護者も来られなくなっています。

中学校3年の来られないという状況の子が2人ほどいます。実際、いじめが起きたそのあとの学校の対応によって、大きく変わってくるかと思います。そして、難しい問題ですけど、小さなうちから「学校とか人は、良いものだ。」と何か行って楽しい場所でない、そのあと、社会に出るとか大きく成長していくためには、難しいことがあると思います。これからも、印西市を見習いながら自分でもしっかり

と努めていきたいと思います。ありがとうございました。

議長： お願いします。

委員： はい。本日はありがとうございました。私は昨年度もこの会議に出席したが、現時点において、スクールソーシャルワーカーとしていじめを主としたケースにはまだ関わっておりません。これが、いいことなのかどうなのかというのは、自分の中でも自問自答しているようなところはあります。いじめの問題は、非常にデリケートな問題でもありますので、誰もがみんなを知る必要はないのかもしれないと思っております。また、耳に入らないからといって、いじめがないというわけではなくて、北総教育事務所の会議とかに参加させていただくと、やはり他市でも重大案件の報告とかがあったり、ガイドラインの話があったりします。そういうことがありますので、身近には感じております。それといじめ問題への理解や関心が高まったことで、やはり先生方による未然防止、学校アンケート等の実施による早期発見、また、子供たちへのＳＯＳの出し方教育も行われたことで、大きな問題になる前に話ができる機会が増えたと思っております。関わっているお子さんたちについては、今年度から配置校に校内支援教室ができたのですけれども、実際、登校できてもクラスに入れないお子さんたちが数人おります。理由を聞くと、「みんなが見るから。」と言って、見られることが不安に思ってしまうというお子さんがいます。活動によってはクラスを行き来したり、また１日を校内教育支援センターで過ごしたりしている様子を見ております。同世代でのコミュニケーションがちょっと難しいのと、関わり方がわからない、難しいと感じているお子さんがいるのだなということで、今後も担任の先生や支援教室の校内支援の先生や、管理職の先生方と連携を密にしながら、見守りと情報共有を続けていきたいと思っております。

議長： お願いします。

委員： はい。私は、３月に北総地区少年センターに赴任をして、北総教育事務所の全エリアを担当しているので、印西市さんだけを対応しているわけではないのですが、私が配置されてから、別の市でいじめの問題ありました。学校の先生がいじめをしてしまった側の生徒の継続指導をして欲しいということで、つないでくださったというケースがありました。保護者の方に対してそのような提案をされるのは、学校の先生にとってすごくハードルが高いことだと存じております。つなげていただくと、やってしまった後悔の話や学校では話せなかったことを話してくれたりします。あと、内容によっては、ＳＮＳに卑猥な写真を撮って上げてしまったとか。人のものを盗んでしまったけれど、それは被害届出されてないから事件にはならないが、もし万が一、被害届が出されたら事件対応になってしまって、あなたの未来はこうなってしまったかもしれないという話をする。そういった知識を与えることもできるんです。いじめられた側へのアプローチというよりもやってしまったことの再発防止という部分で、もし親御さんなどが納得をしてくださるのであれば、こちらの北総地区少年センター紹介していただけるとありがたいと思います。

私たちは、やってしまったことを懇々と責めたり、事実関係が本当はどうだったのかという調査をしたりというよりも、それを今後しないために、ここからどうやっていこうかというところに焦点を合わせて、アプローチをさせていただく機関になっています。親御さんに対しても、家庭でこういったことがあったけど、それだけにとらわれないで、この子が今後生きやすいためにはこのように接してください等という、アドバイスをすることが可能かなと思います。

ただ、親の了解がないと私たちに関われないところがあるので、そこは「ここで指導してもらった方がいいですよ。」等の言い方だと、親御さんも萎縮してしまうと思うので、「今後はこういったことがないようにするために関わってみたいかがか。」と、働きかけをしていきたいと思って、今日の会議出させてもらいました。

保護者の方につなげるのは、本当に先生たちにはハードルが高いことだと、いろんな学校の先生からお聞きしています。警察機関であっても、対応する職員は警察職員ではなく、私たち少年補導専門員という専門職採用されている者なのです。そ

れぞれ心理の資格とか、いろんな資格を取得して、この職に就いている者なので、ただただ指導するというわけではなく、今後そういったことにならないように、本人自身がどういったところに気をつけたらいいかっていう、その気づきというか、きっかけというか、そこら辺に焦点を合わせて面接していきます。こういう機関があるのだということも、承知していただければと思います。参加させていただきありがとうございました。

議長： お願いいたします。

委員： 今日はどうもありがとうございました。当児童相談所の立場ですと、いじめに介入するという、直接的に介入するということはほぼないのですが、やはり、お子さんやお母さん、保護者の方とお話する中で、いじめられていた話が出ることはございます。その中で共有させていただいたりしていると思っております。去年も話した部分でもあるのですが、虐待対応といじめの対応はすごく似ていると思いながら、今日は聞かせていただいております。

他の方もおっしゃっていましたが、加害の方にも、背景があって、虐待等、様々な状況があります。施設内で、被害加害があったときには、加害をしてしまった子っていうのは、過去に自分も被害を受けていたということで出てくる話が本当に多いです。やはり、何かしらを抱えていて、自分が被害だったり、友達からだったり、家族の中だったり、いろんなことが起きているのだろうと、話を聞かせてもらっています。

これも似ていると思いますが、虐待対応もお子さんたちと話した中ではSOSの出し方、どのように出していくのかということを考えていくのですが、出した後の対応というのがやはり重要だなと思っています。そのSOSが、適切に拾ってもらえて、適切に対応してもらって、相談して良かった。SOSを出して良かったと思えると、次に繋がっていくのだろうと思っています。

また、仕事で関わっている子たちの様子を見て感じたところで、SOSを拾った後の対応というのもまた、考えていかなきゃいけない。児童相談所で対応するお子さんでも、やはりどんなに気を遣っても、「職員に言っても、どうしようもないな。」と言ってしまう子もいるので、本当に1件1件考えながらやらないといけないと思っています。

それから最後に、先ほどおっしゃっていた、印西市のいじめの対応の推移の資料8の金品に関するいじめの認知件数が増加傾向を考えていて。3年ですけど、私は印西市さんを担当させていただいて、児相のケースというところではあるのですが、何となく肌感覚で、転入してきている方が特に多くて、あと所得も高いご家庭が多いという印象があります。それだけではなくて、もともとの地元の方もいらっしゃるので全部ではないと思うのですが、そういった中で、ご家族のお話聞くと、親族はみんな他県にいたりとか。支援していく人が近くにいないですとか。あとは、もう本当に繋がりがなかなか作りにくくて、ちょっとメンタルを病んでしまっているというご家庭が多い印象がありました。関係あるかはわかりませんが、その中で何かしらこの金品の方に向かってしまうことが、もしかしたらあるのかなと思っていました。統計とかは取っていないのではっきりはわからないのですが、何かヒントになればと思って、お伝えさせていただきました。貴重なお時間をありがとうございました。

議長： お願いいたします。

委員： 私たちは教育委員会とか、また市民活動推進課のご協力によりまして、毎年小中学校市内のほとんどの学校で人権教室を実施させていただいております。本当に校長先生方のご理解ご協力に感謝しているところです。人権教室は、小学校ではなく、特に団扇劇とか紙芝居、それから自作のDVDの視聴を通して、「ほんわか言葉」と「ぐさり言葉」を子供たちと一緒に考えて、「ほんわか言葉」の方をたくさん使おうという話をしたりしています。また、いじめゼロ宣言を最後に行いまして、いじめについては、「いじめをしない」じゃなくて「宣言をする」というような形で、皆で共通理解をして、終わるような事業になっております。

中学校ではできるだけ学校の要望に応じてプログラムを行うように努めているところです。DVDや絵本等を使用して、これまでの内容としては、LGBTQプラスやハンセン病、また、人権とは、感情のコントロール、こんなときどうするというようなこととか、互いの違いを認め合うこと、自尊感情を高め合うというような内容で行っているところです。始めた当時、いじめに関係するDVDを使った事業をやって欲しいということが多かったと思いますが、ここ2、3年の様子を見ると、そこから離れて、担当の先生や学校の要望として異なるプログラムでやって欲しいということが増えてきたと思います。おそらく、学校でいじめに関してのプログラムや内容できちんとされているために、こちらの人権教室では別の視点からやって欲しいという方向に変わってきているのではないかと感じています。

また、子供たちに、私たちも相談していいのだというようなことをお伝えしています。SOSミニレターや電話相談なども受け付けております。SOSミニレターについては、相談の内容に関してはいじめに関するものが一番多いです。ですがけれども、今のところその相談内容の中で、学校にお伝えして対応をお願いするというような事案については、ないのが現状です。こちらの方からレターをいただいて、それに返信をすると、大体はもうそれで収まる。また、もう一度相談のお手紙が来ることもあるのですが、そういったやりとりの中で収まっているというような印象がございます。今後とも、教育委員会、また学校の協力を得て、人権教室の方を充実させて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長： お願いいたします。

委員： まず件数見たときに、私の想像よりも件数が多いなと思いました。これだけの多い件数を学校の方が対応してくださっているというのは非常に感謝しております。おそらく、認知して迅速に対応しないと、これだけの件数は対応できないかなと思います。実際、いじめというか、子供同士のトラブルから親へのトラブルに発展して、これがかなり前からずっと引きずって、今も対応しているという件もございます。先ほど、おっしゃっていたのと同じように、本課にも対応している機関がございますので、学校の方で「これは他機関の方で対応したほうがいいのではないかな。」という案件があるようでしたら、ぜひ、私ども生活安全課に連絡をいただければと思います。

私、今年3月に来たのですが、現在も学校と対応している件があります。夏休みに入って、行方不明が何件か発生しています。いろいろな面で私自身は学校と警察で、もう少し密接に連携をとっていきたいと思っております。今後、いろいろな対応で皆さんのご協力をいただきたいと思います。私の方から連絡させていただきますので、皆様からも遠慮なく、ご連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長： お願いいたします。

委員： まず申し上げたいのは、印西市の小中学校の先生方、本大学の学生が大変お世話になっております。いろんなことを、身をもって学ばせていただいております。本当にいい勉強になっているかと思います。迷惑ばかりかけているとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

あとですね、教育委員会の皆さんから、この会議にお声掛けいただいて、毎年、ローカルな事情や背景を持った現実っていうことに、多くのことを学ばせていただいているというのが実感です。いろいろ気になっていること、遠慮なく聞かせていただいているのですが、ただ、今回、データを見ていて、話せる大人が増えてきているのかなという感触は、データから読み取れます。いじめの全国調査専門的な研究なんかでも、信頼できる、あるいは親しい大人がいる子供ほど「いじめをさせない。したくない。」という子が、多くなるというデータがあります。そういう意味で、本当に子供が信頼して話せる人に話せば、何とかするという繋がりが増えることは、効果があるのだろうということも、今回のデータを見ながら感じました。

まだまだ見えないこともたくさんあるかと思います。ご苦労もたくさんあるかと

思いますけれども、やっぱり丁寧に対応していかないといけない出来事ですので、私の方もできることがあればお手伝いさせていただきたいと思っております。また、このような会を通じて学ばせていただきたいと思っております。どうも本日ありがとうございました。

議長： 委員の皆様ありがとうございました。今皆様からご説明等いただきましたけれども、その内容に関しまして、何か質疑等がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

はい。では、議題の3については、ここまでといたします。以上で本日の議題はすべて終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。では進行を事務局へお返しいたします。

7 諸連絡

(諸連絡)

進行： 渡邊会長ありがとうございました。それでは連絡事項がございましたら、事務局からお願いいたします。何かございますか。

事務局： はい。本日の協議会の公開用会議録の署名に関しては先ほど会長より、北村委員と横尾委員に依頼がありました。こちら、事務局の方で本日のこの会議の会議録を作成しましたら、ご連絡を差し上げますので、確認していただいて、署名をお願いいたします。以上です。

8 閉会

(閉会)

進行： それでは以上をもちまして令和7年度第1回印西市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。委員の皆様、本日は大変お忙しい中、長時間にわたりありがとうございました。お忘れ物ないようにお帰りください。本日はどうもお疲れ様でした。

この会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和 7 年 9 月 8 日 承認者(氏名) 横 尾 浩 由

令和 7 年 9 月 8 日 承認者(氏名) 北 村 香 織